

東京たま広域資源循環組合監査委員告示第 1 号

平成 27 年 2 月 10 日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、請求人に対する通知文を次のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 15 日

東京たま広域資源循環組合
代表監査委員 尾崎 正 男

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の提出

本件請求書の提出日は平成27年2月12日である。

3 請求書の受理

本件請求は、平成27年2月12日に提出されたが、形式的要件を満たさなかったことから平成27年5月29日に補正された。同日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

監査対象部局をエコセメント担当とし、平成27年6月4日に関係職員の陳述を実施した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成27年6月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 請求の要旨

「東京たま広域資源循環組合措置請求書」に記載されている請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 主張事実

東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場エコセメント化施設において、重金属回収設備から金属産物（貴金属、レアメタルを含む）が回収されている事実がある。しかし、回収された金属産物の売却に関わる文書は開示されておらず、組合の一般会計決算書には売却代金収入の記載がない。

回収された金属産物の売却が適正に行われず、適正に収入されていないことは、組合を構成する団体及びその市民の財産を侵害し、重大な損害を発生させている。

(2) 措置請求

東京たま広域資源循環組合の管理者及び会計管理者に対して、損害発生行為の防止及び是正、被害額の補てんを求める。

第4 監査の結果

1 監査対象事項

請求書、証拠書面及び陳述の内容から判断し、本件監査は、東京たま広域資源循環組合の平成18年度から平成25年度までの一般会計決算書に、エコセメント化施設において回収された金属産物（貴金属、レアメタルを含む）の売却収入が記載されていないことに関して、違法又は不当な行為があるか否かを監査対象事項とすることとした。

なお、請求書には情報公開法に関する指摘があるが、財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実が対象となる住民監査請求制度の趣旨とは異なるため、監査対象にはならない。

2 事実関係の確認

請求人の陳述、証拠書面及び監査対象部局監査等により、請求書の要旨記載の事実関係を確認し、次の各号に掲げる事実を確認した。

(1) 貴金属、レアメタルの回収について

東京たま広域資源循環組合の二ツ塚エコセメント化施設は、貴金属、レアメタルを分離・回収できる設備にはなっていない。

(2) 回収された重金属の売却収入について

多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する運営業務委託契約において、エコセメント化処理の過程で発生する副産物である金属産物、鉄及びアルミニウム類は、委託契約業者が全量を引取り、有効活用することになっている。

3 監査委員の判断

上記の内容から、本件措置請求について以下のとおり判断する。

(1) 貴金属、レアメタルの回収について

請求人は、二ツ塚エコセメント化施設において、貴金属、レアメタルを含んだ金属産物が回収されているとしているが、同施設は、貴金属、レアメタルを分離・回収できる設備にはなっていない。

(2) 回収された重金属の売却収入が決算書に記載されていないことについて

請求人は、エコセメント化施設において回収された金属産物の売却収入が組合の決算書に記載されていないことを指摘しているが、エコセメント化施設の運営業務委託契約によれば、副産物として発生する金属産物、鉄及びアルミニウム類は委託契約業者が全量を引取り有効活用することになっている。

すなわち、金属産物の売却益については、そもそも組合が収入すべきものではなく、エコセメント化施設において回収された金属産物の売却収入が組合の決算書に記載されていないことについては、何ら違法又は不当な点は見当たらない。

4 結論

以上のことから、本件措置請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。

平成 27 年 2 月 10 日

東京たま広域資源循環組合

代表監査委員 尾崎正男 様

監査委員 田代芳久 様

東京たま広域資源循環組合措置請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1 対象となる行為の特定性・具体性について

- ① 貴組合のニツ塚エコセメント化プラントにおいては、重金属回収設備から金属産物（貴金属、レアメタノレを含む）が回収されている事実がある。
- ② しかし、この回収された金属産物の売却に関わる文書（回収量、重金属類の種類・品質・単価等、入札記録、売買契約書など）は、【請求人】の請求に対して情報公開条例を制定していないことを理由に開示していない。
- ③ また、平成 18 年のプラント操業開始以来、貴組合の一般会計歳入歳出決算書にはどこにも売却代金収入の記載がされていない。

2 違法性・不当性について

- ① 回収された金属産物の売却は適正に行われているのかどうか、請求人には知る術がなく、先述のように関係書類の公開を拒否している事実は、売却等が適正に行われていないと疑わざるをえない。このことは地方自治法、同施行令および地方財政法等に違反する。
- ② また、回収された金属産物の売却に関する文書の開示を怠っていることは、情報公開法の立法の趣旨に反する行為である。

3 損害発生について

回収された金属産物の売却が適正に行われず、適正に収入されていないことは、貴組合を構成する団体およびその市民の財産を侵害し、重大な損害を発生させているものである。

4 措置の請求について

貴組合の管理者および会計管理者に対して、損害発生行為の訪止および是正、被害額の補てんを求める。

5 事実証明について

事実を証明するものとして、以下の書類を提出する。

- ① 貴組合のエコセメント化プラントによる重金属回収処理が適切に行われていないことを証明するもの。
 - ・ 【請求人】が貴組合管理者に要請した「要望書」（平成 25 年 5 月 13 日および平成 25 年 8 月 27 日）と、同要望書に対する回答（25 資循総第 29 号 平成 25 年 5 月

27日および25資循総第106号 平成25年9月9日)

- ・ 貴組合の決算書（歳入）
歳入のどこにも重金属売却代金収入の記載がない。
- ③ 貴組合のエコセメント化プラントに重金属回収設備があり、金属産物が回収されていることを証明するもの
 - ・ 循環組合エクスプレスーエコセメントの製造工程図と金属産物回収の説明がある。
 - ・ エコセメント事業実施計画抜粋（平成14年7月、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合ー15ページの表2ー3プラント設備主要項目に「重金属の回収」として次の記載がある。
焼成飛灰を処理し、金属産物（人工鉱石）として約9t/日（水分含む）回収する。
 - ・ 傍証として、都市ごみに含まれる金属資源の挙動に関する研究(1)ー蛍光X線分析による都市ごみに含まれる希少金属等の簡易定量分析（東京都環境科学研究所年報2011）
 - ・ 同じく傍証として「平成26年第2回多摩川衛生組合議会定例会」会議録抜粋一灰処理施設から、金、銀、銅、プラチナ、パラジウム、レアメタル等が生成されている事実の記載がある。
- ③ 市民が出したごみの焼却灰から回収した貴金属が高価なものであることを証明するもの
 - ・ 多摩川衛生組合平成25年度一般会計歳入歳出決算書ー溶融メタル売り払い料が収入されている
 - ・ 多摩川衛生組合平成27年度予算書抜粋ー歳入の諸収入雑入に、溶融メタル売り払い料157,820千円の記載がある。
 - ・ 多摩川衛生組合平成27年第1回多摩川衛生組合議会定例会 会議録抜粋（遠藤議員の質疑）ー溶融のメタル売払料（1億5,782万円）に関する質疑および灰処理施設改造工事（鉄分を除いた主灰は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設のほうに搬出される）ことに関する質疑等

請求人 （略）